（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十二条　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　防衛力強化資金（第六条―第十三条）
第五章　防衛力強化税外収入の使途（第十四条）」を
「第四章　防衛特別法人税
第一節　総則（第六条―第十二条）
第二節　課税標準（第十三条）
第三節　税額の計算（第十四条）
第四節　申告、納付及び還付等
第一款　中間申告（第二十一条―第二十五条）
第二款　確定申告（第二十六条・第二十七条）
第三款　電子情報処理組織による申告（第二十八条）
第四款　納付（第二十九条・第三十一条）
第五款　還付（第三十二条）
第六款　更正の請求の特例（第三十三条―第三十五条）
第五章　雑則（第三十六条―第四十条）
第六章　たばこ税法の特例（第四十一条―第四十四条）
第七章　防衛力強化資金（第五十条―第五十五条）
防衛力強化税外収入等の使途（第五十六条―第五十八条）」

第一条第一項中「講ずるとともに」の下に「、防衛特別法人税を創設し、及びたばこ税の税率の特例を定めるほか」を加え、同条第二項中「第十四条第一項」を「第五十八条第一項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「第八条第二項」を「第五十二条第二項」に改め、「。」の下に「並びに第五十八条第二項に定める防衛特別法人税の収入及びたばこ税の収入額に係る額」を加え、「第十一条」を「第五十五条」に改める。

第十四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　令和八年度以降の各年度における防衛特別法人税の収入及びたばこ税の収入額の千分の百九十に相当する額は、防衛力整備計画対象経費の財源に充てるものとする。

第十四条を第五十八条とする。

第五章の章名中「防衛力強化税外収入」を「防衛力強化税外収入等」に改め、同章を第七章とする。

第四章中第十三条を第五十七条とし、第十二条を第五十六条とする。

第十一条中「第十四条」を「第五十八条」に改め、同条を第五十五条とする。

第十条を第五十四条とし、第六条から第九条までを四十四条ずつ繰り下げる。

第四章を第六章とする。

第三章の次に次の二章を加える。

第四章　防衛特別法人税

第一節　総則

（定義）

第六条　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　内国法人　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三号に規定する内国法人をいう。

二　外国法人　法人税法第二条第四号に規定する外国法人をいう。

三　人格のない社団等　法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。

四　被合併法人　法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人をいう。

五　合併法人　法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。

六　通算親法人　法人税法第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。

七　通算子法人　法人税法第二条第十二号の七に規定する通算子法人をいう。

八　通算法人　法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。

九　通算完全支配関係　法人税法第二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係をいう。

十　適格合併　法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。

十一　恒久的施設　法人税法第二条第十二号の十九に規定する恒久的施設をいう。

十二　事業年度　法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。

十三　法人課税信託　法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。

十四　防衛特別法人税中間申告書　第二十一条第一項の規定による申告書をいう。

十五　防衛特別法人税確定申告書　第二十五条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

十六　期限後申告書　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

十七　修正申告書　国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

十八　中間納付額　第二十九条の規定により納付すべき防衛特別法人税の額（その額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の防衛特別法人税の額）をいう。

十九　更正　国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。

二十　附帯税　国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。

二十一　充当　国税通則法第五十七条第一項の規定による充当をいう。

二十二　還付加算金　国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。

（法人課税信託の受託者等に関するこの章の適用）

第七条　人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人とみなして、この章（第二十七条及び第六節を除く。）の規定を適用する。

2　法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の法人税法第四条の二第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この章（次条、第十二条及び第六節を除く。）の規定を適用する。

3　法人税法第四条の二第二項、第四条の三及び第四条の四の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（納税義務者）

第八条　各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、この法律により、防衛特別法人税を納める義務がある。

（課税の対象）

第九条　法人の各課税事業年度の基準法人税額には、この法律により、当分の間、防衛特別法人税を課する。